

だそういう不況時に当つての法の運用
ということにつきまして十分お考えい
ただきたいと思うのでござります。箇

單でござりますが、私はこれで一応終ります。

○大館参考人 御指名の日産自動車常務の大館豊雄でございます。時間がございませんので、簡単に結論から申し上げます。

旨と申しますか、まことにけっこうだ
と存じます。これは非常に卑近な例な
のでございますが、私は自動車をやつ
ているのであります、自動車のヘッ
ド・ランプこれをかりに月に千個買
う自動車業者と、それから五百個買う
自動車業者と、どちらが安く買うかと
いえは、千個買うち方が安くなるはずで
ございます。それからかりにA B両社
がともに五百個ずつ買うとすれば、支
払いのいい方が安くなるにきまつてい
るのでござります。われわれが車の原
価を下げようと思えば、下請工業育成
のために相当努力しなければならぬ。
従つて支払いを促進することが原価の
軽減につながるものでござりますか
ら、趣旨としてはまことにけっこうだ
と思います。ただこの法案が施行され
まして、それが実用される上において
われわれ多少の危惧の念がある点だけ
を一つ申し上げさせていただきたいと
思ひます。

そこで自動車業と下請の関係を簡単
に御説明いたしますと、大体自動車に
組み付けるもの、自動車商品の一部を
なすもの、これは連続的に同じような
ものが引き続いて発注され、納入され

て代金が支払われるということであり
ます。それと同じようなものは、それ
を生産する上における消耗品でござい
思います。それからもう一つ、今の例
で申し上げました六千個、これを月に
一千個ずつ納入するといふ初めの予約

具でありますとか、そういう連続的に発注納入されるもの、それと今度は断
りがけで、不して月は一千二百個とい
うような納入になると思います。あら

織白い一回白いをするもの、この二直りになると思います。断続的に発注されるものといいますと、たとえば設備の一部であるとか、配線の一部であるとか、あるいは形式が変わったときの型の頭であるとか、台工具の頭であると、来月からあるいは再来月から二倍にするから単価を変更しないか、その六千個の契約の途中で、一月当りあるいは一日当りでもけつこうなのでございまさぶ、数量が非常に首相へに易

か、こういふ類でございます。今申し上げたこりうる断続的に発注されるものにつきましては、発注の形式も契約の方法も代金の支払いの方法もいわゆる世間一般で行われてゐる取引と同様でございまして、この法案でいつておられます取引の内容というものが、法案によつてはございません。

したがつて、まず第一に、いかにかかへた場合であらためて単価の引き下げといふことがお互に協議されなければいけない。最初の六千個の契約のうち三千個だけ納入されて、あと来月から倍にするから幾ら安くなるか、こういふ交渉もしなければいけないわけです。実際にそれは安くなるはずでございま

り得ると思います。しかしながら、先ほど申し上げました自動車に組みつけるもの、自動車の一部になるもの、これにつきましては、普通の取引内容とやら異なる上取引にこだわってござるが、その場合には、業者の不正確な生産量があえたにもかかわらず、同じ単価でだまつて買わなければいけないといふようにこの法案が命じていると、これは非常にややこしいことになると思ふ。もしも、このままでは、

やや異なった耳弓となるのでござい
ます。申しますことは、かりに私の
方で六ヵ月の生産計画を立てます。
そこで二つ、(1)各生産者、(2)生
産者から次に、今申し上げましたよ

してそれは大変する相談の言文をいたしました。たとえはそれを六千発個いたしますと、六千個そのものを六千発個いたします。内つうのうつは、玉ねぎの種類のものでは大体どのくらいあるかと申しますと、これは一一番皆さんおなじみが深いと思いますので例にとる

しかし実際は無理なのは、五千円百二十個でおしまいになるかも知れない、あるいは六千三百個でおしまいになります。つまり一千二百三十種類でござります。

かるかをしわなし 約定の内容として
して、この法案が非常にステイックに
行われて、六千個の注文に対して五千
八百二十個では、あと足りないじやな
いか、それもまた引き取れということ
では、注文が非常にやりにくくなると
店に発注しておるかといふと、大体百
三十軒の工場、商品に発注しておるわ
けでござります。その内訳を申します
と、この法案の対象とされていいます資
本金一千万円以下の店の数としては、

パー セン テー ジ に し て 約 六 五 % を 占 め て お り ま す。 部 品 の 数 と し て は 七 五 % を 占 め て お り ま す。 金 額 と し ま し て は

四七%でござります。これにたゞタ
イヤでありますとか蓄電池、バッテ
リーでありますとか、そういう非常に

大きな店から買っている比較的高いものをあるから、こういう結果になつておるわけであります。

点近くある。これは私どもは車種一つではなく、大トサンドラックをやつておりますし、日産と申しますドライブをやつております。その同じバスの中にも、大きいもの小さいもの、あるいはエンジンが前にあるもの、うつぶの車両があります。

社全体としては、本法の対象になつてゐる店に発注になつてゐる種類は、おそらく五千を越えるのではないかと想ひます。部品の数といたしましては、会社にござつてゐるもの、しかもあるもの、

いります。これはわざわざといいたしましては、大体自動車に組みつけるものでございまますから、手から口へという状態で走行しない限りは、運転するうえで

意で供給されるのが理想的なのでござります。たとえば本日五十台の車を組むとすれば、それに組みつける部品が

五十個昨日の午後四時に入ってくれれば、それが理想的な形態であります。こういう材料管理をやらないと、材料

か寝ているために生ずるロスというの
は非常なるものなのでございます。従いま
ましてこの納入の契約につきましても
非常にこまかく、ほとんど毎日入れて
いただくのが、われわれとしては一番
理想的なでござりますが、さて五千

点の品物がそういうふうに入つて来る
とすれば、この法案が予想しているよ
うな帳簿であるとかあるいは記録であ

るが、そぞろ車のをそぞる。ための努力は大へんなものなのであります。私の方は、御承知と存じますが、

I F M と申します特別な会員登録を併せて自動的にやっておるので、そのために契約の方法、発注の方法なんか非常に簡略にされております。品物が入って来るのも、それが検査されるのも、

それがさわれに回るのも、まことに自動的にやつておりますので、この法案を御立案なさつた方が考えられておるような帳簿とか書類の作成とか、何でございましたかありましたが、そういうものを御満足させるものがあるのはできないのではないか。それをやるためにには、おそらく數十名、百名近い事務員を必要とする、毎日二十万枚の書類を

貰ふかがみて、船員の仕事を見らせて
なければいけないのではないかと予想
されるのでござります。先ほど約五千
点近くなるだらうと申し上げました
が、その購買をやつておる人數は二
百二十人。

十名足らずでござります。店の数にして二、三百を相手にいたしまして、約二十名足らずがやつておるのでござい

ます。それはこの法則は運用される上に非常にこまかくて、あるいは事業場に立ち入って帳簿を見てもいいという

よよりが条項をござりますか。そういうう
方が御理解になれるような書類の準備
をしろということになりますと、大混

話を避けるのがあります。でも、べくんばこの運用につきましては、各会社の実情に応じて、そうして報告のときも特殊な方法で報告しろという御注文が抜かれて、眞実を表わしていく報告ならばどういう形式でもよろし

い、お前さんのところでやつていいよ
うな報告でよろしい。こういうことで
ないと、实际上私はえらい人件費
を食う結果になると思います。私のお
それまでの、この運用につきまし
て、書類の作成、報告等について特殊
な形式を御注文されないといふこと
と、それからこの法案によりますと、主
管官庁以外に公正取引委員会あるいは
中小企業庁、二者並行して監督を受け
ることになつておりますが、この監督
の間に食い違いがないようにしていただきたい、御注文がばらばらにならない
いようにしていただきたい、こういう
ふうに存じます。

ざいます。が、これはやはりわれわれの方も同じでございまして、実は造船の方も現在手持ち工事が非常に多いのです。私ども一造船所といたしましては、現在船の注文を受けておりますのが約三百億あります。従つて、こういう下請関係の仕事というのはそれまでは、非常に複雑な事業であるだけに問題が多いわけです。そのときに帳簿作成とか何とかいうことになりますと、先ほどもお話をございましたように非常に混亂を招くおそれがある。それから公正取引委員会その他監督官庁がふえますと、やはり入れかわり立ちはかりいろいろ調査の御要求もおありになると思います。そういう関係の向きで、やはり統一された方式をもちましてそういう場合はぜひお願ひしたいということです。

それからもう一つ、先ほど私が申しましたのは、親会社が非常に不況に陥った場合に、ほんとうに善意であらゆる努力をいたしましてもなおかつ支払い関係をこの法案によりまして強行しなくちゃいけぬということは非常につらいような場合がある。そういうときにはどういう法の解釈のもとにこれを運用していくだくか、これはむしろ御質問でございますが、それだけでござります。

○田中(武)委員 先ほど大館参考人も言われだし、今まであなたも言われたように、そのために特別の人件費を多く要するような複雑なこともどうかと思うのです。といって、またほんのうる御質問でございますが、それだけです。

せられないと思う。その辺について
は、今後行政的にいろいろ考えられる
ことと思うのです。さて、われわれが
こういう法案について関心を持ち、ぜ
ひこういう法律を作りたい、こういう
ような気持を持っておりますのは、
きょう見えているあなたの方の会社では
そういうことはないと思うのですが、
大体一般的に言いまして、親企業が經
済的な強い立場を利用して、弱い立場
の下請企業に無理な値段なり無理な条
件で注文を押しつける。それに文句を
言えばすぐ発注をとめてしまつ。また
一年近くもほんとうに約手等でお茶を
濁して、現金を払つてやらない。その
くせ親企業が二割近い配当をしておる
ということもある。そこに問題があ
り、公正な取引をやらすということであ
る。そういうことを考えておるのです。大
体自分のところの下請がうまくやつ
ていくといいますか、下請の企業が繁榮
することが、また親企業の繁榮でもあ
り、下請が倒れるならばやはり親企業
も困る、こう思うので、これは両参考
人によつて御意見を承わりたいので
すが、お宅等では今まで下請に対し
どのような措置といふか、指導をして
おられましたか。

で、自分の腕をかわいがりませんとよから、できる限りのことはやっているわけあります。

○大館参考人 今の御質問の要旨は、下請はどういうふうに処遇しているかということですか。

○田中(武)委員 そういうことであります。また支払い等についてもどういうような……。

○大館参考人 処遇につきましては、今三菱の御厨さんが申された通りです。具体的な例を申し上げますと、たとえば新型に変更すると部品業者も新しく型をこしらえなければいかね。あるいは鋳物の型を変えれば鋳物をこしらえなければならぬ。これは一つの部品の単価に比較いたしまして非常に高いものにつくわけであります。そういう新しく投資する能力のある下請につきましては、それを何個で償却するかということとで単価別にきめて、何個分は高く買ってやるということをやつております。またその資力のないものにつきましては、そういうものを貸し付けて、納入されたものから償還をさせということをやつております。

次に支払いの状況でございますが、これは私のところだけを申し上げますが、れば、現在では支払い状況が最もよい会社の一つだと自負しております。実際どんなことをやつてているかと申しますと、先ほど自動的に処理されているというのとを申し上げましたが、月に二回支払いをやつております。それは、前月の五日までに納入されたものについて翌月の五日に全部払つております。二十日までに納入されたものについて翌月の二十日に全部払つております。

ます。もちろん途中で不良品の処理なんという問題がございますが、最初からわかっている不良品については代金を払いませんが、途中からわかりました不良品はあとから差し引くということをやつております。

○田中(武)委員 本日見えてる二社等であれば、たつて法律も要らないと思うのですが、自動車の方より造船の方にそういう傾向が強いと思うのです。造船の親企業自体注文がままならないで、計画も一年を通じて平均した計画が立たないと思う。従って、下請に対する発注もある一定の期間にまとまされる。いつ四日までに上げろといふことで、受けてきた方は相当無理をしなくては間に合わないといふようなことで、下請から言うならば仕事の量は平均しない。またいつどういうものがくるかわからぬといふようなことで、労働者も平均した常用を雇っておれないというような状態、あるいは注文がきいたときに無理に期限を切られるといふようなことから、そこに労働強化とか労働基準法違反が行われがちだとうございます。これはお二人にお尋ねしたのですが、注文の仕方、時期といふようなことについて無理を生ずる点があるうと思うのですが、ことに労働強化とか労働基準法違反の問題等のような注文の状況についていかがでしょうか。

○御騒参考人 今御質問のございまして、たとえな点は、実は私どもの造船所についてはほんとそういう点はございません。現在手持ち工事が非常に多いために下請に仕事量のむらがあるということではなくて、歴然いたしまして大体一定の仕事が平均してあるというこ

んでありますから、ないと思います。

それから部課長が下請をいじめはしないかとお話し、これは少くとも代金支払いについては部課長は自分の持つ分の範囲の代金の支払い状況がよければ非常に購買が楽なものですから、これは大体部課長全部が寄りまして支払いの予算を取り合はわけですから、その点については特にいじめて隠を見せます。

○松平委員 そこで御厨さんにお尋ねしたいのですが、造船は今まで相当不況であった。最近好況になってきたわけです。そこでズレがあると思うのですが、あなたの方の支払いといふものは平均いたしまして今のところは大体どの程度のサイトの手形をお出しになつておるか、また検収にどの程度の時間かかり、検収から手形を出しますが、あなたのくらい時間がかかるといふことについて、去年の場合とことしの場合とについてお尋ねしたいのです。

○御厨参考人 これにつきましてはちょうど私どもの契約の当事者の資材部長の河合がおりますから河合から御説明申し上げさせます。

○神田委員長 この際松平君の質疑に対する、特に三菱重工業株式会社横浜造船所資材部長河合邦雄君より参考人として答弁を求めるにいたしましたが御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。それでは河合参考人。

○河合参考人 ただいまの御質問においてはそれよりも一ヵ月ぐらいはおくれます。実は造船と自動車工業とは性質が大分違うのであります

が、月に二回の支払いといふようなこ

とを聞きまして、こんな早い業者の支払いはないのじゃないか、こういふよ

うに非常にうらやましく感じたのであります。私の方は下請の業者が品物を納入しまして、検収の期間は一週間

の間に大半はキャッシュで払つております。一部約手の場合もあります。この約手のサイトは六十日が標準になつております。従いまして大部分の品物は納入してから一ヵ月半には金になりますし、おそらく三ヵ月ないし四ヵ月目にはキャッシュで入る、こういうこ

とになつております。

○松平委員 そこで御厨さんにお尋ね

したいのですが、造船は今まで相当不

況でした。

○大館参考人 お尋ねしたいのは、どうぞ

お尋ねしたいのですが、造船は今まで相当不

況でした。

○大館参考人 お尋ねしたいのですが、造船は今まで相当不</

配が下請に相当あると思うのですが、一般的な傾向としてこの点はどうです。それからもう一つは、現金で払うなら、自分たちの条約を強化していく。系列化が相当促進され、そうして一般下請というところははじき出されるのではないか。下請は非常に弱いです。だから、自分たちの条約を強化していく。系列化が相当促進され、その立場を守ってくれるのはけつこうだけれども、単価の切り下げでたたかれるんじゃないかな。それから親企業の立場を守つてくれるのはけつこうくるんじゃないかな。こういう心配が実際にあるようですが、この二つの点について、親企業の立場で一般的な傾向として、どういうふうにこの法律の実施が発展していくのか、この点についてどういうふうにお考えですか、お二人にお伺いします。

○大館参考人 私意見を申し上げます。最初に、ほかの条件が同じであれば、金払いのいいところが安くものが買えるということを申し上げました。その事実は起ると思います。ただし、この法案が理想的に施行されまして、だれもかれもがそりなつたら、その利点はなくなります。特に現金で払うからといって値切っても、その値切りに応ずるものはないですね。今そういう差別がありますから、支払いの悪い部分といい部分とありますて、その間

もう一つ、どうせ現金で買うんだから、どこでも買えるじゃないかというお話、「これは断続的にたとえれば、それを買うという場合ならば、それは起る」と思っています。

と思いませんが、われわれのように同じものを続けて購入している場合には、それをやろうと思つてもできません。最初に相当投資しなければ、その部品は安くならないはずですから、そういうものを投資したところが、一番いいものを安く入れるはずでございまして、新しいものがばかりと入ってきて、新しくそれが入るはづがありませんから、今まで入ってきたところを排除して、新しいところに簡単に切りかえることはできません。従つてそういう意味のことを系列化とおっしゃるんでしたら、そういう意味の系列は、私のように同じようなものを連續してやっておるところではある程度すでに成り立つておる。それも都合によつてはもっと強化しなければいけない部分もありますし、断続的な販賣をするものについては、そういうことはない、こういうふうにお答えするほかはないと思います。

○永井委員 系列化というのは言葉が足りなかつたかと思いますが、自分の直感の系列を発展させていく傾向が出て来るのではないか、こういうことに対する下請の心配がありますが、その点はどうでしょうか。いいところへちゃんととひもをつけておく。そしてずっとと系列を作っていく。あとははじき出していく。こういうことが出てきはしないか。

○大館参考人 それは代金の支払いの遅延とはちょっと結びつかないと思います。これは単価が安くて良質の品物を供給できるところが生き残って、どの相対関係で支払いのいい方が単価が安いということを申し上げたのであります。

あつたところとほとんど大同小異でありますか、ただちよつと考え方としまして、これをお聞きになつておられる

とあります。下請の市場は非常に狭うございまして、われわれ各造船所は争奪戦なんありますが、現在の状況といたしますと、下請の市場は非常に狭うございまして、われわれ各造船所は争奪戦なんあります。従つてむしろ親会社の立場は逆のよう、ある意味におきましては、そういう状況になつております。

○神田委員長 御園、河合、大館、三参考人には、御多忙中のところ長時間にわたり種々意見を述べていただきまして、まことにありがとうございます。それでほどぞお引き取り下さいます。

○山中参考人 私は下請側としまして、一言私見を申し述べさせていただきます。先ほどからお話を聞いておりますと、三菱さんにしましても自産さんにはしましても、われわれ関東の下請に必ず支払いの時期を入れてほしい。申上げたいのは、「給付の内容及び下請代金の額を記載した書面」、これに不當なしわを寄せられているのじやないかといふように私は考えております。

この案の第三条のところでちよつと申上げたいのは、「給付の内容及び下請代金の額を記載した書面」、これに不當なしわを寄せられているのじやないかといふように私は考えております。

申上げたいのは、「給付の内容及び下請代金の額を記載した書面」、これに不當なしわを寄せられているのじやないかといふように私は考えております。

申上げたいのは、「給付の内容及び下請代金の額を記載した書面」、これに不當なしわを寄せられているのじやないかといふように私は考えております。

申上げたいのは、「給付の内容及び下請代金の額を記載した書面」、これに不當なしわを寄せられているのじやないかといふように私は考えております。

実施できるのだ、そういう意味で、まず一步前進というふうな意味でこの法案に賛成いたしたい、こういうふうに考えております。

○神田委員長 以上各参考人に対する質疑を許します。質疑の通告がありますからこれを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 一点だけ承わっておきます。今滝参考人のお話をですが、私も根本的な問題として同感なんです。そこで具体的に親工場と下請企業とが対等の立場でいろいろな条件を交渉できるというところへ持っていくなければならない、これはその通りだと思うのですが、それには具体的にどんなふうなことをあなた方組合の立場でお考えになつておるか。また山中さんそういう点を非常に御体験だらうと思うが、あなた方事業主として、具体的にどんなふうに一つしてくれたならばもう少し全体としての下請企業といふものの立場が強くなるか、そういう御希望等がありましたらこの際承わりたい。

○滝参考人 これは労働者と資本家の立場を考えていただいてもよくおわかりと思うのですが、労働者個々の場合には資本家に対して対抗し得るだけの力を持つておらないわけです。現在対等の立場に立ち得るのは、労働組合という組織ができ、しかもそれが全国的につながつた強力な組織を持つておるから、どうにかこうにか対等の立場に立ち得ると思うのです。現在の中小企業にもこれは自己批判してもらわなければならぬ大問題だと思いますが、中小企業 자체が組織化されておらない。一企業全国的な組織は持っておりますけれど

ども、実質的には利害のため、ただ道絡のために集まっておるというような中小企業組織が多いのであって、中小企業全體の利益のために積極的に動いているという中小企業組織といふものは現在はないように思つております。そうした協同組合といいますか、協同的な組織といふもののもっと強化していく、一時的な利益ではなく恒久的な利益を確保するための組織といふものを強化していく、そういう方向に中小企業自体も進んでもらわなければこういう問題は解決しないのではないかと思います。現在私たちの方で考えておりますのは、中小企業の技術水準が非常に低い。この技術水準を高めるために、由小企業個々ばらばらで技術水準の向上の研究をやるのではなくして、中小企業全体の共同の技術水準研究会といいますか、協議会といいますか、そぞろたものを作つてお互いの技術交換をやつしていくことによつて中小企業 자체の技術水準を上げていこう。これと同様に親工場に対する力も個々にやるのではなくして、全般的にいわゆる協同組合といいますか、そうした形で下請工場の力を結集していく必要があるのでないか、こういうふうに考えております。

家側の責任においてこういう問題がわれておるというのが多いわけなんす。実際問題としまして、労働組合一ヶ月も二ヶ月も戦うだけの経済力を持つておるかといふと、持つておらないわけです。ほんとうのところは、社の挑発によつてやむを得ず戦つてゐるというものが実態なんです。従いましてそういう問題については、私たちよりもむしろ資本家の方々に責任を持てもらうのがほんとうじゃないだろかと思ひます。一例を申し上げますらば、労働組合が会社の都合によつて失業する場合には、六〇%の賃金が障されておるわけです。長期にわたりストライキは、ほとんどの場合、資本側の挑発によつて行われておるのありますから、当然下請に対するもの間の補償の義務といふものは資本側が持つべきではないだらうか、こういうふうに私たちは考へておるわけんです。

〔委員長退席、小平（久）委員長代理着席〕

○中崎委員 山中さんにお尋ねしますが、先ほどのあなたの発言によるとこの法案の中に支払いの時期を明示した方がいいではないかということですが、かりにそういうようにするとすれば、どういうふうに書き込めばいいか、どういう規定をすればいいのか、どういう意見を聞いておきたい。

○山中参考人 大体三菱さんの例をりましても、支払い期日といふところだけは、注文書にそういう印刷はありますけれども、それにいつと書いたことはありません。これは私の知

で行なうが、なほとんどないと言つていいと思います。支払日と印刷はしない。ただし三菱さんの場合とか、常に資金的にゆつたりとした親工場に、習慣的に窓口に書いておるわんあります。いわゆるいつ締め切りで、収がいつで、いつどういう状況で支払う、これはそれだけつこうだと思うわんです。昔よくそういうことはあつたんです。必ず事務所に入ると、支払い何日、納品締め切り何日と書いていて、あつたものが、それがほんんどい。ですからそういう慣習で支払っているならば私もつこうだと思うわんです。ですからあるとき払いといいますか、われわれが非常に苦労するのは、とにかく経理部長の自宅にまでみやげを持って行って、さんざんお願ひして、では何とか考慮しようと、それをもつとくどく行きますと、幾らか値引きせんかということが出でるわけです。5%値引きすれば半額金で払おうかとか、優先して払つて、どちらかとか、要するに値引きということが大体条件になるのが従来の行き方じやないか、こういうふうに考えてります。

法律案の中に盛り込むことがいいのか悪いのか、またそれをやることが実際に適しておるのかどうなのか、そこらの点は一体どういうお考そなんですか。
○山中参考人　そういうことをうたわると、四条の二にありますようなら、支払い条件というものを、やはり注文書の中には入れるように一つしむけてもらえぬだらうかというのが私の意見なんです。いつ支払うのだからわからぬというのでは闘争の仕方がないわけです。闘争という言葉はおかしいですが、とかくやむやになつてしまふわけです。現実には大体納入後五カ月とか六カ月目に換金しておるのが最近の実績です。ですからほんはだしいお得意さんになると、うちは九十日以上の手形は絶対に出さぬのだ、銀行とそろいつ話し合いになつてゐるんだから、百日の手形は家は出さぬのだ、これはけつこうなんです。ですから支払いは、もう一ヶ月待つてくれ、こういうことになるわけです。いやそれでは困るから何とか形がないと、われわれ銀行にも行けぬからと言つたときに、それでは百二十日にやつてくれんかとか、百五十日にやつてくれんか、百六十日と、だんだん延びちゃうわけです。
○中崎委員 実際に下請関係が生ずるとき、あるいは具体的な注文をもらひ際において、支払いの期日というものの扱いはおよそきまつておつて、たとえば検収を六十日とか九十日とか、あるいはもう少し長いとか、具体的な取りきめがなされる、あるいは慣習的に、この会社の会計といふものは、今張り出しあるものも、ないものもあるようで

あります。が、大体五日締め切りの六日払いとか九十日払いということが、實際この会計の經理の都合とか、あるいは何とかの事情で、実はそういうことになつておるんだが延ばしてくれないことで、するする延ばしていかねえといふのが実情ではないかと思うのであります。が、いすれにしても、下葬契約をする際に、あるいは具体的な文の出る際において、いつ何日に支払えるものであるかということを大体確定されるのが実情ではないかと田代うのであります。が、その点いかがですか。

今この支払いの時期について、山中参考人からの発言があつたのであります
が、この法律案によって今のような支払いの時期をきわめて一方的に下請業者
が押しつけられるといいますか、実情は困るような状態に追い込まれておられる問題を、解決し得るような一つの自信というか、成算を持つておられるかどうかを一つお聞きしておきたい。
○横田政府委員 ただいまお話を途中で伺いました、いきさつを詳しく存じ
上げませんが、今度の法律が成立いたしますすれば、結局支払いのおくれているものに対しましては、勧告をいたすことになるのでございます。法律の規定の上で、しからばどのくらいの期間を過ぎておるもののが遅延ということになるかにつきましては、実質的にはつきりした基準が出ておりませんでござります。これはいずれ後ほどいろいろ申し上げる機会があるかと思いま
すが、その場合々々によりまして、客観的にいろいろ判定いたしまして、大体この取引についてはこのくらいの長さの期間内に支払われるべきであるとい
うことになりますれば、最初の契約がどうありますとも、それに関係なく客観的にきまりました期間を基準にいたしまして、おくれておるかどうかを判定いたしまして、その判定に基きまして適当な勧告をいたす、大体こういう段取りにならうかと思うのですがあります。ただ具体的の場合につきまして、果して何日が妥当であるかといふようなことにつきましては、相当むずかしい問題でございますが、大体そうなると思います。

○中嶋委員 ただいま公取委員長の言われた問題は、そうしたような問題を解決する一部分に当るのではないかとと思うのであります。もし少し広い範囲において、今具体的に問題となつたのは、当事者、たとえばある親会社の発注をやるといふうなその担当の方では、何月何日におよそ代金を払うという話し合いがされておる。ところが今まで経理の担当の方ではそれはどうであるかよくわからぬのだが、経理の場合ではこういうことだといふことで、一方的にされるような関係で、勢い下請と親会社との力の関係において押されてしまつて、するするになるといふうな実例もある。そこでそちらしたようなことがないよう、期日といふものがはつきりきまつたようなものについては、はつきり契約の中に支払い期日を纏り込まなければならぬ。そういうことを案の内容にますべきであるというように規定しておいたら、その問題が解決つくのじゃないかといふふうな発言もあるのであります。その点もあわせて一つお聞きしておきたいのであります。

が、この点はもちろんそういうような一つの考え方をなし得ることではございませんが、この法案にはそこまでの考慮が払つてないのです。

○中崎委員 大体この法案に対しても手を加えるとすれば、またこういふ一つの気持を表現すれば、たとえばその当事者の間にいて支払い期日が一応定まつた場合においては、これをはつきり契約の中に纏め込む、明らかに書き込むということを必要とする。ただしその期日が著しく客観的を見て不當であるというふうな場合においては、これは公取の権限において適当に短縮することができるというふうな意味の規定を置いたら一体どういうことになるのかということをお聞きしたいのであります。

○横田政府委員 そういうお考えも確かに一つの案でございまして、われわれといましましても一応その点も検討いたしました。先ほど申し上げましたように、むしろあまりその点をやかましく言いますと、長めになるおそれがあるのではないかという点に非常に不安がございましたので、文書化の点は代金額の限度にとどめた次第でござります。

○中崎委員 次にこの法案によりますると、一千万円を境としてそのこえたものの親会社と、それ以下の一千万円以下の資本金をもつてする企業体を下請として一応規定されておるのであります。が、われわれは中小企業ということを考える場合においては、資本金と従業員とを一応対象として、普通の場合においては三百人以下の従業員を持つような場合が中小企業の範疇に今まで入つておるとされておつたわけであり

小學文選
卷之三

○山中参考人 お答えします。大体中小企業を一千万円といふので押えること自体が非常に間違つておると思うのです。しかし、そらかといって、これはもう種々さまざまな形態がござりますので、従業員のみをもつていうのも、あるいは資本金のみをもつていうのも、

いすれも当らないと思うのです。されども、それでは親事業とあるいは下請事業者といふものの区別ができるまいでしょう。せつかくこういうようにうたつてござりますから、私としては何ら異議はございません。これで私別に従業員をきめたから下請が非常に明らかになつた、親が明らかになつたとかいうものでもありませんし、ですからこれは一つ親事業というのと下請事業というのを区別したという一つの数字だ、こういうようだに私は考えておるわけです。

○滝參考人 私は先ほどの趣旨に賛成を申し上げましたが、部分的にはいろいろなそりした疑問も持つておるわけなんです。大体下諸工場が一千万円とか、三百人だとか規定すること自体に疑問があると思うのです。一千万円以上の下請工場もあるでしようし、ま

の親工場の状態も考えなければならぬ
と思うのです。しかし一応一千万円
いう形で線を引いて、あとは運営の課
題でこういう問題を解決していくだぞ
うにしていたい。そういううえで、そ
うに考へておられるわけですね。しかしそ
うに、中小企業の立場といふものが非
常に弱い場合には、おそらくその運営
も下請企業に対し不利な運営がなさ
れるであろうと思ひますので、要是下
請企業の立場をもつと強くするための
法案といふものが早急に準備されな
れば、どのような法案が作られまして
なるのではないかと考へておるわけ
あります。

の交換条件として単価の切り下げあるいは検査規格の厳重化ということは当然行われますから、そうした問題についてはもある程度の制限なり法的な措置をとる必要があるのではないか。しかし、こういうふうに考えております。

○中崎議員 これは資本金を一千万円を境として親子の関係を律するという案であります。たとえば、資本金を一億の縫合としても、その他社会通念あるいは経済機構等の一般の状況から判断して親子の——親子のといいますか下請工場と親工場との関係と認め得るようなものも、あわせてその対象にするというふうに、もう少しこの範囲を広げた考え方といふのは、実情に即するのか即しないのか、そこを両参考人にお聞きしたいと思います。

○山中参考人 これは業種によつて違うのでして、たとえばわれわれの鍛造業からいいますと、一千万であらうが二千万であらうが、あるいは五百人の人を持つておろうが、どこまでも注文をいただかないと生産ができない。自分のみで物を作つてそれを売りつけることができないといふ、こういった宿命にありますから、それで私は、こういふものを一千万で抑えるとか三百人で抑えるとかいうことが意味をなさぬましても、部品を作る以上は自分の方で勝手に作つてというわけにはいかぬよつて違うと思うのです。ですから、たとえば自動車部品を作つておるといつても、部品を作る以上は自分の方

かの親、いわゆる発注というものを、受注を受けなければ仕事ができない。ですから、これはどんなに大きくててもやはり下請じゃないか、こういうふうに私は考えておるわけです。

○ 滝参考人 私は、物を注文する場合には遅滞なく金を払うのは当然だと思います。従いましてこれは全面的に親工場と下請工場の問題に適応されるべきだと思うのです。しかし実際問題として、現在中下小下請工場にそれを請求しております。従いまして、一千万円という額が妥当かどうかという問題についても、またいろいろ問題があるだろうと考えております。従いまして、中小企業を救済するという意味から、こういう法案についても、またおつたのですが、親工場であっても注文を出した以上は当然支払うのが普通じゃないだろうかというふうに考えております。

○ 中崎委員 滝さんにお尋ねしますが、この違反した者に対する処罰が非常に軽い、ある意味においては不徹底であるように思いますが、これについてはどういうふうなお考えでありますか。

○ 滝参考人 三万円でございましたね。三万円ぐらいだったら払つてでも遅延しようというような事実が起り得るだらうという懸念も持つております。

○ 多賀谷委員 次は多賀谷眞穂君です。

た、最近会社更生法が下請企業をむしろ圧迫する。要するに、ある企業が倒産寸前になった、しかしそれは更生の余地があるというような会社に対しましては、特に債務についていろいろな処置がなされるようになつておられます。そのうちで租税債権と従業員の給料であります共益債権、これについては優先的に認められる、こういうことになりますして、結局下請代金は全然考えられていない。こういうところから、最近日本パルプが法律の適用を受けて下請企業が倒産をした。さらに園池製作所が最近更生手続を踏みまして、その下請企業が倒産に瀕しておられます。あるいはまたオオタ自動車の更生業を圧迫する、何とかして改正をして貰つてもらえない、八割は切り捨てになつておる、こういうような状態になりますと、むしろ会社更正法が下請企業を圧迫する、何とかして改正をしてもらいたい、こういう声があるやに聞いておるわけですが、参考人としてはどういうようないの御意見であるか、お聞かせ願いたいと思います。

陳をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔没高中止〕

司法省
上課代金支拂還等附則
法案を議題とし、審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますから順次これを許します。田中武夫

でござりますので、大臣に対する質問はあとにいたしまして、公正取引委員長に御質問いたしたいと思います。
私、先日本会議において、この問題の質問をいたしましたのですが、本会議では再質問もできませんし、徹底を欠いた点もあるうと思ひますので、そういうような点もあわせて御質問し

その前に一言申し上げたいのは、この法案は先日本委員会を通過いたしました百貨店法案と同じように、わが社会党では二十二国会において下請關係

調整法、こういう法案の名で、われわれから考えるならば、もとと下請代金の支払いを促進するという点においてはより強化した、より完備したものとなつたわけですが、これは前国会の最終日に、同じような百貨店法案、砂糖法案等とからみまして、審議未了になつたわけであります。今日こうして提出せられたのであります。が、まずお伺いいたしたいのは、あの時すなはち二十二国会の終りと今日とも同じような状態であるのか。その

○横田政府委員 この下請代金の支払い遅延の問題につきましては、公正引委員会がこの問題に特に着眼いたしましたのが昭和二十八年ころからであります。二十八年、二十九年、三十年、大体三回にわたりましてかなり広範な調査をいたしたのでございました。第一回の二十八年の当時は、御知のように非常な金融引き締め等の關係がございまして、かなり親企業に困難な事情がございまして、それが払い遅延ということのかなり大きな因をなしておつたよう見受けられました。さすがに二十九になりますと、だいぶその点が改善された形が見えて参りました。しかしさらに三十年になりますと、その点もっと改善せられてよいはずでござりまするが、これは少くとも公正取引委員会で調べました範囲におきましては、かえって二十九年度よりは、一的にならして考えてみると、あまつともしろくない状態が三十年度の方むしろ見えておる。その意味におきまして、前国会當時よりも、あるいはそうなる前に反して、最近はよかべきもののがなかなか思ひようになつておらないといふふうに大体観申上げればありますが、そういうふうな常に予期に反して、最近はよかべきもののがなかなか思ひようになりますが、経過、そういうものを伺いたしたい。

い状況は、昨年よりか本年の方がおもろくない状況、すなわち悪いといふようにお認めになつておるわけです。それならばあの当時社会党として提出した法案、内容は御承知の通りと思ひます。あれには下請代金の支払いに關して、たとえば検収あるいは支払いの期日等について、はつきりと明確な規則を設けておつたわけですが、本法案によりますと、遅滞なくというような抽象的な言葉で表現せられておる。検収また期間問題については具体的な規定を持つてないわけです。去年よりかおなほ状況がよくなないと御判断をしておられて、なおわれわれが提出した法案よりか抽象的な規定になつたことについては、この法案作成に當つて社会党のいわゆる期日、検収等についての期間を定めたものと対比せられてお考えになつたか。もしお考えになつたとしたならば、なぜそのような抽象的な規定にせられたかをお伺いいたしたい。

後三十日といふやうな一応の基準を作つていろいろやつてみたのでござい
ますが、大体この基準は現在でもそぞ
著しく間違つた基準ではないと考えて
はめていくということは、現実に仕
事を取り扱つている者の感じを率直に
申しますと、非常に困難だそうでござ
いまして、従つてわれわれとしては、
それらの一応きめましたよるな基準を
法案に盛ること自体がかなり困難で、
また下手にこの期間をきめますと、
かえつてそれは相当長めなものになる
おそれもございますので、はなはだ隔
靴搔痒の感がおありかと存じますが、
本法案におきましても遅滞なくとい
うような、いささかはつきりしない表現
を用いておるわけでございます。従つ
て社会党の前回の案に対しましても、
こういう基準を作りますことは、い
ろいろなよい面もないではないのでござ
いますが、やはり多少実情に即しな
いというようならぬみがあるのぢやな
いかといふので、前回の御案に対し
もそういう批判を実はひそかにいたし
ておつたわけでござります。

○田中(武)委員 ただいまのお話です
については何日と基準を立てた、今までそれはそう間違っていないと思ってもそれはどうかと思つたので、こういふことだつたと思いますが、しかし今あなたが言われたように、その基準が現在でも間違いでないと考えておられるならば、私は法案に入れた方がいいのではないかと思う。そして画一的に入れることはどうかと思われるといふ部面は確かにあらうと思います。そういうことに対しても例外の規定なんかを考えられると思う。先ほどの山中参考人の意見によりましても、本法案の第三条の中に、書面で契約せよと書いてあるが、期日という言葉が入ってないということに対して、これを入れてもらいたいという意見も出ております。また滝参考人からは、こういうことがきまることによつて、いわゆる検査の厳重化ということによって、いろいろな下請の圧迫ということを考えられるということを言つております。従つて検査に対する期間を設けなければ、受注からといふことではなく、検査が終つてからといふことになると、検査をせずにほつておくことから向うにつけ入れられるという結果にもなるうと思います。先ほど運用法の運用に当つて、そういう基準を作るために、どのような指導、どのよろな方法を考えられているか、承わりたいと思います。

○横田政府委員 実は公取といたしまして今まで扱いましたのは、大体機械工業を中心といたしまして、種類はたしか十八種類以上に及んでおったかと思ひますが、今回の法案に比べますと相当その範囲は限定されておりますのと、なお三年間の経験でありますと、またいろいろ経済情勢が変化しているというような点もありますので、ここで早急に、この法案の中にただいま仰せられましたよろな趣旨のはつきりした数字を掲げますことは、先ほども申し上げましたように困難であります。

○横田政府委員 実はこの前の認定基準につきましても、これは確定的なものではございませんが、一応当時の状況からいたしまして、そういう認定基

準は作りましたけれども、それからもう周知徹底しておらないということが方々から言われまして、この周知徹底にはいろいろ努力をその後いたしました。

○横田政府委員 でございますが、ただいま申しましたが、たゞ申しました今後の方針につきましても、逐次各業種について適当な期間といふようなものが考えられますれば、おのずからそれをだんだん周知徹底させるよ

うなふうにいたし、あるいは今回盛られております公取の行政措置の一つと

して、勧告と並びまして公表という制度もございます。それらの制度を通じまして、そういうことをだんだんその業界に徹底させていくというふうにや

りたいと考えておる次第でござります。

○田中(武)委員 実務を通じて期間短縮の方法で導くようになつたといふことがあります。具体的にこうすればそ

ういうようになるんだという確信ですね、こういふことについて具体的な方法を一つ言つていただきたいと思いま

す。ただ指導面を通じてとか、そういうような言葉では、私、十分今公取委員長のあなたが考えておられるような

方向へ行きかねるんじゃないのか。

○田中(武)委員 理解する。少くとも法規に基いて指導しても、そ

ういうことが往々にしてやりにくいところに、法規からそういう点がほかさ

れておつて、そうしてほんとうの行政指導、こういうことができるでしょうか、そういうことの確信のほどはいかがでしよう。

○横田政府委員 実はこの前の認定基準につきましても、これはむしろ私、

通産大臣はおられないでの次官にお伺いしたのですが、次官として今後こ

のよくなことについてより一そく政府として、公取委員会の機能強化といふことを考えていかねば所期の目的が達成されないとと思うが、そういうことに

ついてどういふうに考えておられるか、それを伺いたします。

○田中(武)委員 その前に一言申し上げたいのです

が、政府は中小企業関係の法律は今国会にも提出されました。名前はなるほどいのです。中小企業振興助成法あるいは百貨店法、この下請の法案、

名前はなかなかいいのですが、内容を見てみると、あの際も私は羊頭狗肉を擱げる、こう申しましたが、法案の

名前だけは確かにいいのですが、内容は何だかばやけておる。百貨店法においてもしかりであります。下請のこの

法案についても、遅滞なくとか、そういう効果の表われておらない点を非常に

遺憾に存じております。しかしこの問題につきましては、かねて大臣から

も御説明申し上げましたように、中小企業の協同化の問題あるいは組織化の問題、こういう問題を通じ、さらに中

小企業の個々の実態を診断いたしまして、そうして診断に基いて適切なる施

策を講ずる、あるいは当委員会におきましても問題になりました金融の問題

が、幸い大臣が見えましたから大臣から伺いたいと思います。

○小平(久)委員長代理 田中君もう一度

申しますが、本国会で政府はなかなか名前といふいい法案をたくさん打ち出

されている。中小企業振興助成法、百貨店法、それからこの法、ところが名前はいいのだが、中身は固が抜けてい

る、こう申し上げている。百貨店法に

して、先日私が申し上げましたよう

に、勧告とこうことで逃げ込んでいる。

○田中(武)委員 これにおいても運営なく支払わねばな

案を出して両々相待つてと、こういうふうに言われました。またその御答弁

がございまして、従いまして独禁法の中には、公取委員会の審判手続、こう

いうことになると、いろいろと日数もかかり、手もかかる、こういうことも

みずから認められているわけです。ところが百貨店法においては顧客の関係

も、そういうような関係である程度の点等も考えられまして、従いまして現

在の独禁法を実は厳格にやりまして、そこで取り締つていた方が、その効果を表わすのではなくらかといふうに考

るうな観点から、今回の法案を提案する

ということになつたのであります。なぜ実は今回の法案と両々待ちまして、

そこで取り締つていた方が、その効果を表わすのではなくらかといふうに考

るうな観点から、今回の法案を提案する

ということになつたのであります。なぜ

か、これがなかなかむずかしい問題であります。従つて政府におきまして

が、これはなかなかむずかしい問題であります。従つて政府におきまして

が、これはなかなかむずかしい問題で

らぬ、こういうことで逃げ込んでおられていません。何ら具体的にはつきりしたきめ手といふものを法律に盛り込んでおられない。ここに私がいつか本会議で申し上げたように、欺瞞性はないとのあなたは言われたが、私は欺瞞性があると思うのですが、この中小企業の施策に対する政府の勘曉性がある。こう私は申し上げておるのであるが、欺瞞性がないとおっしゃるなら、その真実性を一つ披露していただきたい。

○石橋国務大臣 こういう経済行為についての法律は、むしろある程度幅がある方がいいのじゃないかと私は思うのです。今御審議願つておる下請代金の法案は、むしろ比較して申せば、百貨店法案などよりもっとその点においてはつきりしておるものと思います。これは公取の活動を、われわれの方でも支援といいますか協力して、公取が活動でできるようになっておりますから、その点においては、御指摘のことがほかの法案よりは、むしろ下請代金の方が御趣旨に沿うておるのじやないかと考えております。いずれにしても経済法案というものは、そなまりきつたりせずに、ある程度の幅を持たせる必要がある、かように考えております。

○田中(武)委員 大臣おいでになる前に、横田公取委員長に私お伺いしておったところなんですが、昨年とことしと比べて、下請代金の支払い状況はより悪化しておる、こういうことを公取委員長も認めておられる。昨年の十二国会では、われわれ社会党から提出いたしました下請關係調整法では、検収、支払いについてはつきり期日を限つたものを出しております。ところ

がこれには、先ほども申し上げておりましたように、遅滞なくいろいろよろしく抽象的になつておる。そこでどういうようにならにせられるのか、こうお伺いしたら、横田委員長は、今後の公正取引委員会の指導によつて、はつきりと期間をより短くするよう指揮したい、こういうことになりました。そこでお伺いしたいのですが、これは前にも申し上げましたが、政府のやつておられた新しい経済立法は、独禁法の緩和といふものが多いと思うのです。従つてその裏を返せば、公正取引委員会を弱化するというか、骨抜きにするというか、そういうものが進んでおると思います。そういうふうな中にあって、果して公正取引委員長は、純真な気持でこりやりたいと考えておられるか。現在であろうと思われる公正取引委員会において、今公正取引委員長が考えておられる機能なり、また今後も骨を抜かれるか、こういうことに對してわれわれ危惧の念を持つわけなんです。そこで今度の法律によつて、一そろ公正取引委員会も忙しくなり、またそうでなければやれないと思うのです。また百貨店法にしても、やはりそういう面がありります。これをほんとうに立法せられて、そして実施をせられるような御意思があるなら、公正取引委員会を強化しなければならない。そういうことに對しては、担当大臣としてどのように力な実施ができない、こういうような

結果に終るのぢやないか。そこに公正取引委員会を強化するのだ、独禁法をより強化するのだ、こういふはつきりした大臣の決意がなければ、この法律なり百貨店法その他の中小企業関係の法律は、やはり名前だけで中身がなくなってしまう、こう申し上げているのですが、大臣の決意のほどをお伺いいたします。

○石橋国務大臣 今まで独禁法の適用を一部解除し、あるいは緩和するような法案が出たことも事実であります。しかしそれはやはり輸出入に関する問題とか、あるいは中小企業に関する問題で、やむを得ざる範囲において独禁法の一部の適用緩和ということをやつただけであります。政府としては、独禁法そのものを弱体化さうといふような考えは毛頭ない。それは今までの法案をごらん下さればわかるだろうと思ひます。今の下請の問題も、これは公取の人員をふやすとか何とかいうことをするかしないかは、ほかの関係がありますから、今ここで述べませんが、しかしこれには、ここにも書いてあるように、通産省の方の中小企業庁とか何とかいうものが公取にお手伝いをして、そして必要な場合には、公取に資料を提供する、あるいは報告するといふふうなことをしているのでありますから、こりうう意味においては、この法案は公取を強化する法案とも考えられるわけであります。これは政府としてはもちろんそういうことで十分公取に活動をしてもらおうように考えておるわけであります。

これを乱用しておられるのが、現在の政府だと思います。そうでないとおっしゃるかもわかりませんが、われわれはそう感じております。そこで幾ら法律を作つても、やはりその裏づけがなければいけない。本会議の場合にも私例を上げましたが、労働基準法があつても、現在それが破られているといいうことなんとは、これは周知の事実です。なぜそういう状態が起るのかといふと、労働基準監督署の監督官が少いから、監督官が十分行われない、こういうことなんですね。この法案によりますと、一千万円以下の企業の中で、下請の仕事をしているもので土木と建築、これを除くすべてが適用になるわけですから、膨大なものだと思います。それをほんとうに現在の公取委員会の機能、人員がなんでもやれるかといふことがわれわれ疑問です。それについて公取委員長とそれから大臣と双方から、やれるのかどうか、やれないとするなら、大臣はどのような人員その他の点について考えているのか、こういう点についてまず大臣から御答弁を願つて、それからその自信のほどを、一つ横田委員長からお伺いしたい。

○鶴田政府委員 この法案を実施するにつきましては、私どもの気持を率直に申させていただきりますれば、人員ももっとほしゅうござりますし、従つて予算ももつとあることが望ましいのでございまして、実はこの法案の提出に、それらの裏づけの措置が伴つておりますことは、ある意味におきまして、私どもの怠慢でございまして、この点はこの法案の作成を非常に急ぎましたような関係からいたしまして、そういうことになつたことにつきましては、私はなはだ申しわけなく思つてゐるわけでございます。しかし先ほど申しましたように、この仕事は実は昭和二十八年から中小企業庁と公取と全く一体となりましてやつて参つた仕事であつて、特に中小企業庁といひましては、人を借りていただいて、一休となつてやつてゐるというよしなことをござります。従つてこの法案が幸いに成立して、これを実施するに当りましては、大体今までのやり方を統一、なお、さらに密接な関係を強化するという方面をもちまして、人員や何かの足りない点を補いつつ一応発足させていただきまして、なお、大体公取が最後の結論を下す立場にござりますので、人手の不足あるいは予算の不足ということは目に見えておるよくな気もいたしまするが、一応これで發足いたしまして、いよいよいけなくなつた際には、人員につきましても予算につきまして、それぞれ政府の担当部門に向いまして、しかるべき要求をいたし、了解してもらいたいといふうに考えておりますが、本会議におきましても河野行政管理庁長官からああいお話をございましたので、われわれ

の仕事がもし正しいしっかりしたものであるということがわかりますれば、政府におきましても十分の考慮を払ってくれるものと私は確信をしておる次第でございます。

○田中(武)委員 大資本の暴力といいますか、跋扈はつこぶりは目に余るものがあるらうと思います。そういうところから圧迫を受けておる中小企業、これを守つていくといふか保護育成していくためには、独禁法の強化と公正取引委員会の機能の強化が第一だと思うのです。今公正取引委員長から、人員、予算の点についても希望的な意見が出たと思いますが、これについては大臣より聞いておいていただきたいと思います。また先ほどこの席上で参考人を来ていただきて、いろいろ意見を聞いたわけなんです。きょうは参議院の関係で大臣あちらの方へ行かれたので、やむを得ないと思うのですが、あいう中小企業者のなまなまとした切々たる訴えを、大臣みずから聞いてもらいたい、このように思うわけです。この際に出でおりました意見は、いわゆる台風手形、お産手形、こういうものもあったのです。台風とは三百十日を意味しており、お産とは十月十日の十カ月、そういうような状態が現実に起つておる。そういうことを憂えて、格好だけではあるがこういちら法案も出たわけなんです。そこで検収と期日について明確にできないのか、こういうことをお伺いしたのが質問の始まりなんですが、その際参考人の希望意見というか、これは中小企業者の代表的意見だと考えられるのです。が、第三条に支払い期日というのが明確に入れてないことが不満である、こ

いろいろな意見も出ております。われわれは社会党原案のよう、検収及び支払い期日について明確な独立規定を持つことを望んでおりますが、それは別としても、少くともこの法案の中に第三条あたりに期日というよりなごとく入れても悪くないじやないか、こう思いますが、そういうような点についてはどのように考えられますか。

じが強い、だから申し上げているわけです。御懸念のないようによると、こういうふうにおつしやつておられますか、先ほど大臣は、こういう経済立法というか、こういう想定はあまりかつたりとしない方がいいんだ、こうおつしやつております。これは自由競争というか自由主義經濟というか、山本博士の思想をもつてすれば正しいかもしませんが、少くともそいつたような圧迫の現状に對して、中小企業の保護政策という点から、國家がこれに干涉しようとというよな在場合、こういはつきりしない点は避くべきじゃないか、こう思ひわけであります。やはり大臣の腹の底は、この方がいいのだ、はつきりしない方がいいということなら、力の強い者が勝てるということで、やはり力の強いの方に幾らか道を開いておるということは争えないと私は思いますが、そうじやないでしょうか。

いまして、表面の文章を見ますと、なまぬるく感ずるような法案を出したわけであります。
○田中(武)委員 大体私正直で、あまり同じことを食い下るということは性に合わないのです。普通の人なら、ここで一時間くらい同じ問題を繰り返すと思うのですが、きょうはだいぶ人も少いし、そういうことはやめたいと思うんです。ただ先ほどからの質問の中で申し上げていること、あるいは横田委員長の御答弁の中にはありました強力な行政指導によつてはつきりしていくといつたんだ、こういうことだけははつきりと銘記しておいていただきたい。
方面を変えたいと思うんですが、先日もちょっとお伺いしたんですが、先ほども申しましたように台風手形、お産手形というような状況の支払いをやつておりますながら、一方においてはその親企業自体は、二割もの高率な配当をやつしているというところも現にあると思うんです。そこで本法まつ正面でそういう規定ができるかどうかは別といたしまして、あのときも伺いましたが、そういうような、いわゆる下請はしほらなくちやう扱だというような考え方で注文を出し、企業を運営しているような親企業に対して、支払い期間を制限するとか、何らかの措置を講ずるということについて、本会議のときにはその気持がないように言わわれたが、その後中小企業の声もよく聞いておると現に言われたのですが、お聞きになつてからも、気持は變つておられないかどうかをお聞きしておきたい。

ければならぬと思うのです。今なぜ下請業者が親企業者にお詫のよくな目にあつてゐるかというと、結局下請業者の経済的基礎が弱いということです。うつかりすれば、お前がそんなやかましいことを言ひながら、ほかのところへ下請させるということを言ってくると、すぐに參づちやらといふような姿であることが根本的の欠点だと思ふ。ですからこれは先般通過しました予算の中にもありますように、下請だけじゃない、中小企業の実態の調査を今年はいたしたいと思います。今参議院でも申してきましたが、とにかく中小企業といふものが、実を詫うと、はなはだ怠慢でありますけれども、実態がつかめておらないのです。もっともと中小企業の改善すべきところは、金融もあるでしようが、金融ばかりでなく、そのほかの面において、下請業者の整盤を強くするということをやらなければいかぬと思いますので、幸いにして——幸いかどうか知らぬけれども、私どもがなおやるならば、下請業者のほんとうの調査をして、皆さんの御意見も伺い、どうして下請業者あるいは一般の中小企業者を強くするかという研究をし、実施をしたいと思います。ただ、親企業を押えたら下請企業が必ず助かるかというと、そろばかりも言えないのです。やむを得ないから親企業を押えて一応下請企業への風当たりを幾らかやわらかくすると、一度のものだらうと思うのです。

はあらゆる手を打たねばいかぬ。その一番初めの前提と、いか、漸進的に作つた法律においてなおこれだといふところにわれわれは危惧の念を持つてゐるわけです。それから、先ほど私がお伺いいたしました、そういううけしからぬ親企業に対しては、配当制限その他何らかの措置が考えられないかということについては、まつ正面の御答弁がなかつたように思ひます。そこを一つお伺いいたします。

それから委員長、どうでしよう。まだ私いぶ質問があるので、こう見ておりますと定足数を欠いておりまし、私が質問していなければ動議を出したいところなんですが、きょうはこの辺で終えて、あらためて質問を継続することにしたいと思ひますが……。

○小平(久)委員長代理 けつこうです。

○石橋國務大臣 ただいまのところでは、支払いが悪いからその親企業の配当を制限するとかなんとかいうところまでは実は考えておりません。同時に、これは研究いたしますが、そういうことが果して下請業者を救うやえんになるかどうか、十分検討しなければならぬと考えております。

○小平(久)委員長代理 本日はこの程度にいたします。次会は来たる二十四日午前十時より開会することとします。

これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会